

民法改正（2020年4月1日施行）に関するお知らせ

2020年4月1日に施行となる改正民法を踏まえ、約款の変更に関して、以下にご案内します。

1. 約款の変更

本法改正において、約款を用いた取引に関するルールが新たに定められます。その中で以下に該当する場合には、事業者（企業）側が既存の契約も含めてその約款の内容を変更できると規定されています。（法第548条の4）

- (1) 変更が顧客の一般の利益に適合する場合
- (2) 変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合

原則として約款に基づき契約されている保険契約についても、改正民法で規定する上記の条件に該当する場合には、約款の内容が変更されることがあります。（法第548条の4については別紙）

2. 法定利率に関する変更

本法改正により、法定利率は年5%の固定制から変動制に変更（3年毎に見直し）となります。また、これと同時に、商事法定利率（商法514条、年6%の固定制）が廃止され、改正民法所定の法定利率による統一的な処理がなされることとなります（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下、「整備法」といいます。）による商法514条の削除）

当社の約款でも、所定の保険金支払期日を超えて保険金を支払う場合の遅延利息の計算に用いる利率を法定利率に変更し、ご契約日が2020年4月1日以降となるご契約から変更後の約款を適用いたします。

■約款の変更箇所

商品	現行	変更内容
家財総合保険 テナント総合保険 家賃補償保険 新家財総合保険	第4節 保険金請求手続 第2条 保険金の支払 (4) 当社は、(1) または (2) に規定した保険金支払期日 を超えて保険金を支払う場合は、年 利6%を日割り計算した遅延利息 を加えて、保険金を支払います。	第4節 保険金請求手続 第2条 保険金の支払 (4) 当社は、(1) または (2) に規定した保険金支払期日 を超えて保険金を支払う場合は、 <u>法定 利率</u> を日割り計算した遅延利息を 加えて、保険金を支払います。
結婚式総合保険	第7章 事故発生時等の手続 第29条 保険金の支払 (5) 当社は、(1) から (3) に規定した保険金支払期日 を超えて保険金をお支払いする場 合は、年利6%を日割り計算した遅延 利息を加えて、保険金をお支払いし ます。	第7章 事故発生時等の手続 第29条 保険金の支払 (5) 当社は、(1) から(3) に規定した保険金支払期日を超えて 保険金をお支払いする場合は、 <u>法定 利率</u> を日割り計算した遅延利息を 加えて、保険金をお支払いします。

以上

(別紙)

■ご参考 改正民法抜粋

(定型約款の変更)

【第 548 条の 4】

定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があったものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

(1) 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。

(2) 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。

3 第 1 項第 2 号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。

4 第 548 条の 2 第 2 項の規定は、第 1 項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

民法改正の詳細は、法務省ホームページをご参照ください。

http://www.moj.go.jp/M_INJI/minji06_001070000.html